



特許出願書類の文章をみましょう

さあ、それでは、特許出願書類の一部を見てみましょう。

◎消しゴム付き鉛筆 特許出願書類(明細書)見本

【書類名】 明細書
【発明の名称】 消しゴム付き鉛筆
【技術分野】
【0001】
本発明は、鉛筆の軸の一端に消しゴムをつけて、消しゴムをいつでも使うことができるようにした、消しゴム付き鉛筆に関するものである。
【背景技術】
【0002】
従来、鉛筆と消しゴムは、別々だった。また、鉛筆と消しゴムをひもでつなげたものは提案されていた(例えば非特許文献1参照)
【先行技術文献】
【特許文献】
【0003】
【非特許文献1】 ○○鉛筆株式会社2013年度版カタログ5頁
【発明の概要】
【発明が解決しようとする課題】
【0004】
これは次のような欠点があった。
従来、小さな消しゴムが使いにくくて困ることがあった。消しゴムが必要ときに、小さくなった消しゴムが見つからないことがあった。また、消しゴムをヒモでつなげたものは、ヒモが邪魔で使いにくかった。
本発明は、以上のような欠点をなくすために、なされたものである。
【課題を解決するための手段】
【0005】
鉛筆(1)の一端に筒(2)を設け、筒(2)に消しゴム(3)を設ける。
本発明は、以上の構成よりなる消しゴム付き鉛筆である。
【発明の効果】
【0006】
消しゴムが鉛筆の軸と一体になっているので、消しゴムが必要になった場合でも、探す手間が省ける。
小さな消しゴムでも、鉛筆の軸が剛になるため、消しやすい。
ヒモが邪魔で消しゴムや鉛筆が使いにくくなる事も無くなった。
【図面の簡単な説明】
【0007】
【図1】 本発明の分解斜視図である。
【図2】 本発明の斜視図である。
【発明を実施するための形態】
【0008】
以下、本発明を実施するための形態について説明する。
鉛筆の軸(1)の上部の一端に、金属製の円筒(2)を設ける。
円筒(2)に円柱状の消しゴム(3)を差し込む。
円筒(2)をかしめ、消しゴム(3)を鉛筆の軸(1)に固定する。
本発明は、以上のような構造である。
本発明を使用するときは、通常通り鉛筆で文字などを書き、消す必要があるときは、消しゴムを下にして文字を消す。
他の実施例を説明する。
消しゴムに接着剤をつけ、鉛筆の軸の一端に接着してもよい。
【符号の説明】
【0009】
1 鉛筆の軸
2 筒
3 消しゴム



見出し項目と一致する アイデア説明10テーマ

紹介した文章は、「消しゴム付き鉛筆」という発明を特許庁に出願すると仮定した場合に必要な、「明細書」という書類の文章見本です。

特許出願書類の文章を自分でも作れるのだろうか、不安だった方もいると思いますが、意外にもわかりやすかったはず。以前どこかで見たような文章だなあと感じませんでしたか？ 以前どこかで見た文章と感ずるのは、前に紹介した、消しゴム付き鉛筆の「アイデア説明文」のことです。説明の内容や順番までそっくりなので、すんなりと頭に入ってくる文章であるはず。

逆に、表現方法で、難しそうな印象を持つところがあったはず。

まず、文章が「である調」になっていた点です。アイデア説明文では、「○○でした」という、「ですます調」のやさしい表現で説明がされていました。しかし、「である調」の硬いイメージの表現になり、雰囲気が変わりました。

また、「【】」（墨付きカッコ）でくられた、【技術分野】などの難しい表記が気になったことでしょう。突然【発明が解決しようとする課題】などという、硬く難しそうな言葉が出てくると、びっくりしてしまうものです。

とても難しそうな印象を持つこれらの表記は「見出し項目」と呼ばれています。この見出し項目は、その下の文章のテーマを示している、題名やタイトルのようなものです。

実は、第1章で紹介したアイデア説明文を書くポイントとなる10個のテーマ構成は、この特許出願書類の見出し項目を、やさしい言葉に置き換え【発明の名称】から【符号の説明】までのテーマを、順番で紹介したものです。

アイデア説明10テーマの内容ごと一致する見出し項目は、次ページの一覧表にまとめました。

◎アイデア説明10テーマの内容に一致する【見出し項目】

アイデア説明のテーマ文	【見出し項目】
1「アイデアの名前は○○です」	【発明の名称】
2「これは○○のようなアイデアです」	【技術分野】
3「今までは、△△のような不便な状態でした。また、□□という似た商品がありました」	【背景技術】
4「例に挙げた、似た商品の所在(掲載雑誌や、特許情報)」	【先行技術文献】
5「不便な状態だった結果、××という欠点がありました」	【発明が解決しようとする課題】
6「私が考えたアイデアの構造は、○○です」	【課題を解決するための手段】
7「このアイデアにより、○○という効果が生まれました」	【発明の効果】
8「紹介する図面は、○○の状態の図面です」	【図面の簡単な説明】
9「使い方は○○のように使います」	【発明を実施するための形態】
10「図面で紹介した、各○○の部分の名前を説明します」	【符号の説明】

いかがでしたか？ 難しそうな印象を持つ書類も、見出し項目の意味さえ理解してしまえば、意外に簡単なものだと思いますか？

また、特許出願書類の文章には、【0001】～【0009】などの番号が入っていたことにも、気が付いたと思います。これは、「段落番号」というものです。特許出願書類の文章の場合は、見出し項目ごとや、1つの文章が長くなり、段落が変わったところには、【0001】などの段落番号を任意に入れることになっています。

今回の消しゴム付き鉛筆の説明文は短いため、見出し項目ごとに段落番号を振ってあります。しかし、1つの項目内で、とても文章が長くなった場合には、文章が切れて段落が変わるところにも、段落番号を入れる場合があります。

段落番号を入れることで、特許庁へ出願した後、後日修正(手続補正)をする際に、「段落番号」ごとに修正できるメリットがあります。場所を明確にし、修正の範囲を限定させるために役に立つのです。この段落番号に関しては、見出し項目が変わることに入れるようにしておけば、とりあえずは十分です。あまり難しく考えず、そういうものだと思って、入れていただければよいでしょう。